

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年12月から63年3月まで
② 昭和63年4月から同年6月まで
③ 昭和63年10月から同年12月まで

私は、勤務していた事業所を退職した際に事務の担当者が私の国民年金の加入手続をしてくれたと聞いている。その後平成2年6月に結婚し、その直後に国民年金の納付書が実家にまとめて郵送されてきた。父が数か月分の国民年金保険料を納付してくれたとの話を聞いたことがあるが、残りの分に関しては私がA郵便局で定期貯金を解約して、2年間さかのぼってまとめて納付したのに、納付済みとされている記録の間の申立期間だけが未納とされているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立期間直後の国民年金保険料は過年度納付していることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成2年7月の時点では、申立期間②の保険料は過年度納付することが可能な期間であり、申立人があえて申立期間②の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

2 申立期間①については、申立人が勤務していた事業所は、「退職者の国民年金の加入手続を行っていた記録や証言は確認できない。」と回答している上、申立人自身は、保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたと主張する申立人の父は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された平成2年7月の時点では、既に申立期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③については、オンライン記録から、申立人は、申立期間の保険料を平成3年3月14日に納付しているため、社会保険事務所（当時）において同年4月15日に時効期間納付の理由により還付決議されていることが確認できることから、申立期間は納付済期間でないことは明らかである。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から同年 3 月までの期間及び 45 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月から同年 3 月まで
② 昭和 45 年 10 月から同年 12 月まで

私は、高校時代から叔父の家に住み込みながら、叔父が個人経営する A 事業所に勤めていて、20 歳になった後の昭和 39 年*月か*月ごろに集金人が叔父の家に来て、「20 歳になったら国民年金に加入し国民年金保険料を納付してください。」と言われて、申立期間①の保険料を納付したはずであり、申立期間②については、結婚して B 区に引っ越した時、未納の期間があるので納付してくださいという通知と納付書が送られてきて、納付書により納付したはずなのに未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 39 年*月に国民年金に加入して以降、申立期間①及び②を除き国民年金保険料をすべて納付している上、前納制度を利用するなど納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①は国民年金に加入した直後の 2 か月、申立期間②は 3 か月と申立期間はいずれも短期間である。

さらに、申立人が申立期間において申立人の叔父の家で一緒に納付していたと主張している申立人の従兄弟とその妻は、申立期間①及び②の保険料は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月から 41 年 4 月まで
② 昭和 41 年 5 月から 49 年 3 月まで
③ 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

申立期間①の国民年金保険料は、勤務先の事業主が国民年金の加入手続をして納付し、申立期間②の保険料は、定期的に A 銀行 B 支店（当時）にて納付し、申立期間③の保険料は、集金人に納付しているはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、12 か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 49 年 4 月以降の国民年金加入期間は、申立期間③を除き国民年金保険料の未納期間は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続は 2 回とも適正に行っており、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和 51 年 7 月ごろであり、これを基準にすると、申立期間①及び②の保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間①及び②について、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情が無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、昭和 51 年 7 月ごろに国民年金の加入手続を行い、その時点で過年度納付が可能であった 49 年 4 月以降の保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人自身は、申立期間①当時の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたと主張する勤務先の事業主の氏名、連絡先等が不明のため、保険料の納付状況が不明である。

加えて、国民年金の加入時期及び申立期間の保険料の納付場所、納付金額、納付方法等についての申立人の記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、申立期間①及び②の合計は 149 か月と長期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2013

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年12月まで

私は、国民年金に加入以降、国民年金保険料を納めなかったことはなく、A役場から申立期間の未納を指摘されたので、領収済通知書を同役場に持参して確認を受けているので未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に任意加入以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間前後の保険料は納付済みであり、申立期間は9か月と短期間である。

さらに、申立人は、昭和57年4月以降、前納制度を利用しており、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私は、昭和46年11月26日に市役所から集金に来た人に、将来年金が多く受け取れると勧められ、同年11月から定額保険料に加え付加保険料を納め、申立期間は1年分を前納しており、国民年金手帳に検認の押印があるのに付加保険料が未納となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度の発足当初から国民年金に加入し、定額保険料の未納はなく、付加保険料も申立期間を除き200か月以上納付するなど国民年金の納付意欲は高いものと認められる上、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳及び被保険者台帳に昭和46年11月から所得比例保険料(付加保険料)の納付を開始する旨の記載があり、以後61年3月までは付加保険料納付を取りやめた記録は無い。

さらに、申立人は昭和47年9月6日に同年10月から48年6月までの保険料を一括納付しているところ、納付記録に定額保険料のみ納付済みとなっている月と付加保険料を含めた保険料を納付した月が混在して記録されていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2015

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から同年 9 月まで

申立期間当時、国民年金保険料の納め忘れがあると、市役所から電話があったので、保険料はすべて納付しているはずであり、申立期間が未納となっているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 42 年*月に国民年金の強制加入被保険者資格を取得して以降、その夫が厚生年金保険に加入後は国民年金に任意加入し、60 歳になる前月の平成 18 年*月まで申立期間を除き未納は無く、年金制度を理解し納付意識も高かったと認められる。

また、オンライン記録により、申立期間の前後は現年度納付していることが確認できるところ、申立期間は 3 か月と短期間であり、納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から44年3月まで

私は、会社を退職してしばらくした昭和44年7月に、A区役所で国民年金の加入手続をし、さかのぼって国民年金保険料を納付できると言われ、申立期間の保険料を納付した。私の納付記録が未納とされていることは、納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入時期及び申立人が所持する国民年金手帳の発行日から、申立人は、昭和44年6月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、同時点で申立期間は過年度納付が可能である。

また、申立人は、加入年度である昭和44年4月から60歳になる前月の平成11年*月までの国民年金保険料をすべて納付しており、昭和51年7月からは付加保険料を含めて納付するなど、国民年金制度への理解と納付意識の高さが認められ、申立期間が6か月と短期間であることを考え併せると、過年度納付を行った可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月及び同年 3 月

私は、昭和 46 年 4 月から国民年金に加入し、かなり以前から銀行口座振替で国民年金保険料を納付してきたが、ねんきん特別便で申立期間が未納となっていることを知った。振替口座は、当時の夫の給与振込口座であり、公共料金等も同じ口座から引き落としていたので、金額不足などは考えられず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 4 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き国民年金加入期間に未納は無く、納付意識の高さが認められる。

また、申立人が所持する申立期間直前の昭和 60 年 4 月から 61 年 1 月までの国民年金保険料口座振替済通知書により、同期間について 2 か月ごとに口座振替で定期的に納付していたことが確認できることから、申立期間の 2 か月についても、同様に口座振替により納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2018

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から 54 年 3 月まで

申立期間については、私の銀行口座から夫婦二人分の国民年金保険料を口座振替で納付しており、未納とされているのは納得できない。当時の確定申告書の控えを提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 12 月に国民年金の加入手続を行い、49 年 4 月分から国民年金保険料の納付を開始して以降、申立期間を除き 60 歳になる前月の平成 8 年*月まで長期にわたり保険料を納付し続けている上、国民年金の受給資格を得るために、第 2 回特例納付制度を利用して、昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの 60 か月分の保険料を特例納付している。

また、申立人が所持する昭和 52 年分及び 53 年分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄には、昭和 52 年度及び 53 年度の保険料に相当する金額が記載され、申立期間の前後は納付済みであることを踏まえると、15 か月と比較的短期間である申立期間については、納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 50 年 3 月まで

私は、夫と一緒に昭和 48 年 1 月に国民年金に加入し、平成 16 年 2 月まで国民年金保険料を納付してきたが、申立期間について夫が納付済みで私だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和 50 年 4 月から同年 8 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、48 年 1 月 31 日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制的に取得しているところ、50 年 4 月の時点であれば申立期間の国民年金保険料は、現年度納付及び過年度納付が可能である。

また、申立人及びその夫は、申立期間後の昭和 50 年 4 月から、それぞれ 60 歳になる前月までの保険料をすべて納付しており、納付意識の高さが認められ、申立人の夫は、48 年 1 月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付済みであることを踏まえると、夫の約 2 年後に加入手続を行った申立人の申立期間に係る保険料について、その夫が過年度納付した可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から同年 12 月まで

私は、昭和 45 年 5 月に結婚した際、それまで国民年金に加入していなかった夫の国民年金の加入手続を行い、夫の分はさかのぼって国民年金保険料を特例納付して、それ以降は夫婦二人分を納付してきた。夫の分を支払って、自分の分を支払わないというのは考えられないので、申立期間が未納となっているが調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたと主張しているところ、申立人の夫は、申立期間を含めて国民年金加入期間はすべて納付済みである上、オンライン記録で納付年月日が確認できる昭和 59 年度以降は夫婦同日に納付していることが確認できる。

また、申立人が主張するとおり、申立人の夫の保険料は、特殊台帳の記録により、昭和 36 年 8 月から 45 年 3 月までは第 1 回特例納付制度を利用して納付し、同年 4 月から 47 年 3 月までは過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人夫婦は、申立期間を除き、60 歳に達するまで国民年金加入期間はすべて納付済みであり、夫婦そろって納付意識は高いことが認められることを踏まえると、8 か月と短期間である申立期間についても、納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年12月まで

私は、昭和41年4月から44年3月までの36か月分の国民年金保険料を郵便局で納付した。平成20年5月のねんきん特別便で、納付した期間が未納となっているのを知り、A社会保険事務所（当時）へ照会したところ、36か月のうち21か月は時効後納付につき保険料を還付するとの回答があったが、当時市役所か郵便局のアドバイスを受けて一括納付したもので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の所持する領収証書により、申立期間を含む昭和41年4月から44年3月までの国民年金保険料を45年3月20日に郵便局で納付していることが確認できる。

また、申立期間の保険料が納付された時期は昭和45年3月20日であることから、申立期間は本来時効により納付できず還付の手続を行うべきところ、これが還付された事実は認められず、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、時効であることを理由として申立期間の保険料の納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年9月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月27日から同年10月1日まで
私は、昭和31年3月にA社に入社し、平成10年3月31日まで継続して勤務してきたので、申立期間については、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、雇用保険の加入記録及び健康保険組合の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務（昭和40年9月27日に同社C事業所は同社B事業所に吸収合併）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B事業所における昭和40年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月12日、16年7月15日、同年12月21日、17年7月12日、同年12月19日及び18年7月3日について、それぞれ35万4,000円、37万円、37万円、37万8,000円、37万8,000円及び22万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月12日
② 平成16年7月15日
③ 平成16年12月21日
④ 平成17年7月12日
⑤ 平成17年12月19日
⑥ 平成18年7月3日

私の年金記録を確認したところ、A事業所での申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥についての賞与に係る記録が無いが、賞与明細書では厚生年金保険料は控除されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び賞与額の範囲内であることから、これらに基づく標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人が所持する申立期間②、③、④、⑤及び⑥の賞与明細書で確認できる保険料控除額に見合った標準賞与額と賞与額に見合った標準賞与額を比較すると、いずれも同額か保険料控除額に見合った標準賞与額の方が低

い額となっている。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②及び③については 37 万円、申立期間④及び⑤については 37 万 8,000 円、申立期間⑥については 22 万 1,000 円とすることが妥当である。

また、申立期間①の賞与明細書は無いものの、申立人が所持するその他の期間の賞与明細書及びオンライン記録から判断すると、申立期間①において平成 15 年 7 月 10 日に支給された賞与額 35 万 4,000 円と同額が支給され、当該額に見合った保険料が控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、計 6 回にわたる申立期間の賞与支払届において、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月15日は65万円、17年6月15日は52万円、同年12月16日は65万円、18年6月15日は52万円、同年12月15日は65万円、19年6月15日は52万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年6月15日
③ 平成17年12月16日
④ 平成18年6月15日
⑤ 平成18年12月15日
⑥ 平成19年6月15日

私の標準賞与額の内容を確認したところ、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の賞与支給日に賞与の支給を受けていたにもかかわらず、賞与に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与に係る諸給与明細書により、申立人は、平成16年12月15日、17年6月15日、同年12月16日、18年6月15日、同年12月15日及び19年6月15日にA事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与に係る諸給与明細書における保険料控除額から、申立期間①、③及び⑤は65万円、申立期間②、④及び⑥は52万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出し

ておらず、保険料も納付していないと回答していることから、事業主が申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和38年6月24日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年6月24日から同年7月1日まで

私は、昭和38年6月24日付けでA社D支店から同社C支店へ転勤したにもかかわらず、同社C支店での厚生年金保険の資格取得日が同年7月1日となっており、厚生年金保険の加入記録に1か月間の空白が生じている。B社から取り寄せた職歴証明書でも同社C支店勤務の発令日は同年6月24日であり、現在の加入記録は間違っていることが明らかなので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社発行の職歴証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和38年6月24日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は、昭和48年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は昭和47年2月から同年9月までは4万8,000円、同年10月から48年2月までは5万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月28日から48年3月1日まで

私は、昭和45年5月1日から48年2月28日までA事業所に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が47年2月28日資格喪失となっていることから、同年2月から48年2月までの13か月の厚生年金保険が未加入となっていることに納得できない。勤務の3年間は勤務体制の変更はなく、厚生年金保険料も払い続けた。再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る厚生年金保険の被保険者原票では、申立人は昭和47年2月28日に資格喪失しているにもかかわらず、同年10月1日に標準報酬月額の定時決定が行われたことが記録されている。この定時決定の記録を前提とすると、申立人が同年2月28日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

また、複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA事業所に在籍していたことが確認できる上、申立人及び元同僚は、申立人が一貫してB（職種）の仕事をしており、勤務形態に変更は無かったと述べている。

さらに、申立人から提出のあったA事業所の退職証明書により、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務し、昭和48年2月28日に退職したことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和48年3月1日に

厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 47 年 1 月の社会保険事務所の記録から、昭和 47 年 2 月から同年 9 月までは 4 万 8,000 円、同年 10 月から 48 年 2 月までは 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年3月から同年10月までは1万円、同年11月は1万2,000円、同年12月は1万4,000円、36年1月及び同年2月は1万2,000円、同年3月は1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年3月1日から36年4月1日まで

私は昭和34年3月に高校卒業と同時に転居し、A社に就職し、36年12月に同社B工場を最後に退職するまで勤務していた。途中一時経営者が同じだったC社に勤務を命じられたことがあったが、申立期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険期間と認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、賞与支給通知及び申立人の元同僚の証言から、申立人は申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、昭和35年3月から同年10月までは1万円、同年11月は1万2,000円、同年12月は1万4,000円、36年1月及び同年2月は1万2,000円、同年3月は1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和40年4月15日に適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから確認できないものの、申立期間に行われるべき事業主による申立てどおりの資格取得届や事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいず

この機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が申立てどおりの届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 35 年 3 月から 36 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和24年4月1日、資格喪失日は同年10月18日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年4月は8,100円、同年5月から同年9月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年4月1日から同年10月18日まで

私は、昭和24年4月から同年10月まで、B(地名)にあったA事業所で、C(部門)に所属するD(職種)として勤務した。この期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかないため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の旧姓(E・F(姓・名))と漢字表記は異なるものの、姓名の読み方及び生年月日が同一の被保険者(G・H(姓・名))が、昭和24年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月18日に資格喪失していることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所で「I」姓は申立人だけであり、当時の給与明細でもあて名が「G」と表記されていたことを覚えていると供述している上、申立人が提出したC(部門)の住所録と当該事業所の被保険者名簿とで氏名の表記が異なる者が複数名確認できることから、申立期間当時、当該事業所では被保険者の氏名の確認が不十分なまま、被保険者の資格取得を届け出た可能性がうかがえる。

さらに、上記被保険者「G・H」の厚生年金保険の記録は、現在80歳になっているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことから、申立人に係る記録と推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和24年4月1日

に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月18日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、被保険者名簿から確認できる標準報酬等級の記載から、昭和24年4月は8,100円、同年5月から同年9月までは8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和29年4月にA社に入社し、平成10年6月に退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険に空白期間があることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が申立人に交付した在職証明書及び人事カードから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和39年5月1日に同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から7年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から7年6月まで

私が20歳になったときは学生であったため、祖父から国民年金に入るように言われ、祖父が国民年金の加入手続をしてくれて、最初のころは父名義の口座から兄の国民年金保険料と一緒に自動振込をしてもらい、平成6年12月からは祖父が私の保険料をA県B郡C町役場の窓口で支払ってくれていたはずであり、未加入と記録されていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は払い出されておらず、申立期間は国民年金に未加入の期間で保険料を納付することができない期間であり、ほかに、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の保険料を口座振替で一緒に納付していたと主張するその兄の納付記録は、平成6年11月まで納付済みとなっているが、申立人の父名義の貯金通帳によると同年4月から同年11月までの口座振替金額は毎月一人分しか控除されておらず、二人分を同時に納付していたとは認められない。

さらに、D市役所に保存されている申立人の兄の納付記録では、平成5年1月及び同年5月から9月までの期間の合計6か月間は、当初、未納期間と記録されており、その後の同年10月以降に父名義の貯金通帳から口座振替によって納付していることが確認できる。

加えて、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、国民年金の

加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2023

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月から 56 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月から 56 年 9 月まで

私は、昭和 56 年 9 月ごろに A 市役所にて国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、窓口の職員に勧められ過去の未納分を一括で 9 万円ぐらい納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和 58 年 11 月ごろであり、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間について、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情が無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立人が主張する一括納付については、申立人が昭和 58 年 11 月ごろに国民年金の加入手続を行った際に、その時点で過年度納付が可能であった 56 年 10 月以降の保険料を納付したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2024

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年8月から48年5月まで

私は、申立期間について、厚生年金保険の資格を喪失したときに、将来のためと思い国民年金に任意加入したはずであり、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日は昭和48年6月28日（任意加入）と記載されており、その資格記録とオンライン記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金の加入手続についての申立人の記憶が明確ではなく、申立期間のうち、昭和45年以前は、申立人が居住していた市における現年度分の保険料の収納方法は印紙納付方式であったことが確認されているが、申立人には印紙納付を行った記憶も無い。

さらに、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年12月から52年12月まで
国民年金保険料の追納可能期間を父から知らされ、父からの送金により保険料を昭和50年から55年秋ごろまでにA市役所内の銀行窓口で自分で一括納付した。申立期間の46年12月から52年12月までの保険料を一括納付したのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の追納可能期間を父から知らされ、父からの送金により申立期間の保険料について自分で一括して納付したと申述しているが、申立人は、国民年金の加入手続の記憶が定かでなく、納付した保険料額の記憶が全く無く、保険料額の特定が困難な上、納付時期等の具体的な記憶も無く、保険料の納付状況等が不明である。

また、保険料を送金したとする父は既に他界しており、当時の保険料の送金状況を把握することができないことから、申立人が一括して納付したとする保険料額等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（貯金通帳、家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から同年9月までの期間、50年10月から54年3月までの期間及び57年8月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年6月から同年9月まで
② 昭和50年10月から54年3月まで
③ 昭和57年8月から同年9月まで

母から会社勤めをしていない期間は国民年金に加入するように言われ、母が国民年金の加入手続を行った。会社を辞めた都度母が加入の手続に行ってくれて、母に国民年金保険料を頼んで納付したこともあった。未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると昭和61年6月ごろにA区において払い出されたことが確認でき、A区の国民年金被保険者名簿索引票からも昭和61年度に国民年金に新規加入したことが確認できることから、申立期間①、②及び③はいずれも時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①当時、母が国民年金の加入手続を行ったと申述しているが、申立人の母は申立人の国民年金の加入手続については記憶が無いと証言している上、申立人においても、申立期間当時の年金手帳の存在や保険料の納付状況についての記憶が曖昧である等、申立内容には不自然さが見受けられる。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から45年12月まで

私は、昭和44年10月に結婚し、夫の仕事の関係でA県B郡C村に居住することになった。私は会社を退職した際に、人事担当から空白期間を作らない方が良いとアドバイスを受けていたので、C村役場で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は現金であったか、印紙で納付したか明確ではないが郵便局で納付し、テープ状の領収書を国民年金手帳に貼付していた。45年4月にD市E区に移ってからは居住していたF（地名）の郵便局で納付していた。申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C村で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年1月にD市E区役所から払い出されていることが確認でき、申立人がC村に居住したとする44年10月から45年3月までの間に同村で払い出された手帳記号番号について縦覧調査したが、申立人の氏名は確認できず、旧姓による払い出しも無いことに加え、欠番も無いことから、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳の最初の資格取得年月日は、オンライン記録と一致している上、申立人の戸籍の附票によると申立人は昭和40年4月にF市に異動してから44年12月*日の婚姻と同時にE区に異動するまで住所の異動履歴がなく、申立人の夫の証言等からC村に居住した事実は認められるが申立人がC村に住民票の異動を行った形跡はうかがえず、C村では国民年金の加入手続きができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 40 年 3 月まで

私は、国民年金保険料を他人に任せることなく自分で役所や金融機関で納付してきた。未納が無いように気を付けて納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納が無いように納付をしてきたと申述しているが、申立期間以外に2か所の未納期間が見受けられる上、申立期間の納付状況の詳細が不明であり、申立人が所持する国民年金手帳をみると昭和 41 年 4 月 18 日に、同年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料と一緒に 40 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料をまとめて納付しており、申立期間の直後の納付が遅れていることが確認できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳をみると、申立期間を含む昭和 37 年度から 39 年度の国民年金印紙検認台紙の切離しの割印が昭和 41 年となっていることが確認でき、申立期間の 37 年 10 月から 40 年 3 月の国民年金印紙検認記録欄に検認印は押されておらず、国民年金印紙を貼付した検認台紙の切離しを複数の年度にわたって行政側が失念することは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、平成3年から8年までの期間のうち、いつごろかは覚えていないが、A市B区役所から送られてきた広報誌を見て、区役所で国民年金保険料15万5,520円をさかのぼって一括納付したのに申立期間が未加入で未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の資格欄において資格喪失日は昭和59年4月1日と記載されており、申立期間は国民年金未加入期間であることから国民年金保険料を納付することのできない期間である。

また、申立人は、「制度発足当初から任意加入したが、申立期間当時は身体を悪くして保険料を納めに行くのが困難になったため、国民年金の資格を喪失した。」とも述べている。

さらに、申立人は、平成3年から8年までの期間にA市B区から発行された広報誌に保険料をさかのぼって納められるとの記事を見て区役所で申立期間の保険料を一括納付したと主張しているところ、3年から8年までの期間に発行された区広報誌を確認したが、保険料をさかのぼって納付できるとの記事が掲載された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から53年3月まで

私が20歳のとき、母の国民年金保険料を自宅に集金に来ていた女性の勧めで、母が私の国民年金の加入手続をし、保険料を納付したと聞いている。昭和43年5月から53年3月までの約10年間、全く保険料を支払った記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和53年5月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、申立人が所持する年金手帳の記載から、20歳になった43年*月にさかのぼって被保険者資格を強制で取得していることが確認できる。

また、氏名検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、加入手続が行われた昭和53年5月の時点では、申立期間のうち51年3月以前の国民年金保険料は、時効により納付できない。

さらに、加入手続及び申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は既に他界し、申立人は直接関与していないことから、申立期間当時の保険料納付の実態は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から61年3月まで

私は、60歳になったとき、A市の職員に引き続き国民年金保険料を払えば将来もらえる年金額が増えると言われ、継続して保険料を払い続けてきたのに、申立期間が納付済みとなっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳の誕生日の前日の昭和60年*月*日に国民年金の被保険者資格を喪失しているところ、A市の国民年金被保険者名簿により、61年4月1日に高齢任意加入制度を利用して被保険者資格を再取得したことが確認でき、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月から平成 2 年 3 月まで

私は、20 歳になったときに国民年金の加入手続をして、被保険者資格を取得した。当時はまだ学生だったので、親に頼んで国民年金保険料を納付してもらっており、保険料の金額等も覚えていないが、A信用金庫B支店（当時）の父の名義の口座から、毎月口座振替により納付していたので、申立期間について未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は 20 歳になったときに国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿によりC村で平成5年9月21日に払い出されていることが確認でき、申立人の所持する年金手帳により、20 歳になった昭和 60 年*月*日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得していることが確認できる。

また、氏名検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿検索システムでの検索結果、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成5年9月の時点で、申立期間については、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から59年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 59 年 2 月まで

私が 20 歳になったときに、母がA市役所で国民年金の加入手続を行い、金額は覚えていないが、仕事の昼休み等に市役所に出向いて、窓口で現金により国民年金保険料を納付してくれていたため、申立期間が未納となっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったときに、母がA市役所で国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得年月日及び第3号被保険者の3号該当処理年月日から、昭和 62 年 6 月ごろにB区で加入手続を行ったと推認でき、申立人が所持する年金手帳の記載により、20 歳になった 57 年*月*日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得していることが確認できる。

また、氏名検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿検索システムでの検索結果、C県内で別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が加入手続を行った昭和 62 年 6 月の時点で、申立期間については、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間について納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から51年3月まで

昭和45年4月ごろ、母に国民年金の加入を勧められ、A市のB自治会を通じて母に加入手続をしてもらい、その1年後くらいから納付書が送られてきたので自分で国民年金保険料を納付していた。厚生年金保険と重複していた時期の国民年金保険料は、還付された記憶があるので申立では行わないが、48年4月から51年3月については、確かに保険料を納付したのに、未納というのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になる1年以上前の昭和45年4月ごろに、その母が国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、51年2月にA市で加入手続を行っていることが推認でき、それ以前に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、加入手続の1年後くらいから送付されてきた納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、3年間にわたる申立期間において金融機関を通じて保険料を納付しながら、それが一度も記録されなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和51年2月時点で、申立期間のうち49年12月以前は時効により保険料を納付することができない上、加入手続を行った申立人の母は既に他界し、申立人の納付に係る記憶も曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月21日から2年7月1日まで
私は、平成元年7月21日から2年7月1日までA社に勤務して、B業務をしており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記同僚のうち一人は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、申立人が正社員であったか、厚生年金保険料を控除されていたかどうかは覚えていない。」と供述している上、事業主は、申立期間当時の資料は無いと回答しており、申立人の勤務実態は不明である。

また、オンライン記録において、A社の被保険者縦覧照会回答票の申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、雇用保険の加入記録において、申立人は、平成元年9月1日にC社で資格取得し、2年6月10日に離職していることが確認できるが、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、3年3月13日であり、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

加えて、申立人は申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している上、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 25 日から 47 年 7 月 3 日まで

私は、昭和 45 年 11 月から A 社に勤め、その後、どの時点からかは不明だが B 社に勤務した。私よりも早く A 社を退職した元同僚には、47 年 7 月 3 日まで同事業所における厚生年金保険の被保険者記録があるにもかかわらず、私は 46 年 3 月 25 日で同事業所における被保険者資格を喪失したことになっているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社において、昭和 45 年 11 月 1 日から 47 年 6 月 25 日までの厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元従業員 2 名は、自身が同社を退職するころ、申立人が同社に残り勤務していたと証言していることから、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が、昭和 47 年 6 月付けの B 社が取引会社に提出した事務引継書に基づき、「事務引継書には、私と、私よりも先に A 社を退職した元同僚の押印があるので、事務引継書が作成された 47 年 6 月の時点で、私と元同僚は一緒に仕事をしていたはずだ。」と主張していることについて、当該元同僚は、「当該事務引継書は、取引先から請け負った個別業務を A 社から B 社へ引継ぎするために作成したもので、私は A 社の前任者として押印したものだと思う。私は、B 社に勤務したことはなく、当時、申立人が A 社の社員であったか B 社の社員であったかまでは覚えていない。」と供述しており、申立人が A 社から B 社に移籍した時期について、確たる証言を得ることはできなかった。

また、申立期間当時、B 社という名称の事業所は、オンライン記録では

厚生年金保険の適用事業所として確認できず、申立人の申立期間における雇用保険の記録も確認できない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、A社は、昭和 53 年 2 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に他界していることから、人事記録等は残っておらず、申立人の申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 1 日から 53 年 3 月 24 日まで
私は、申立期間についてA事業所のB（職種）として勤務し、厚生年金保険の被保険者期間となっていると思っていたが、被保険者となっていないことに納得できない。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の同僚の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA事業所（現在は、C事業所D支部）に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間については、オンライン記録において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、当該事業所の事業主は、昭和 46 年 7 月 31 日から 59 年 4 月 1 日の間は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、従業員には国民年金へ加入することで対応してもらっていたと回答している。

さらに、申立期間当時の同僚の年金記録も、申立期間は厚生年金保険の被保険者となっておらず、申立人の同僚は「当時は当該事業所が厚生年金保険に加入していなかったため、職員は国民年金で対応することになっていた。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月 1 日から 52 年 9 月 1 日まで
私は、昭和 51 年 11 月 1 日から 59 年 6 月 16 日まで、A社に勤務し、入社時に健康保険証を渡されたと記憶しているが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間においてA社（現在は、B社）に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所の事業所別被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和 52 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者資格名簿を確認したところ、申立人の資格取得日は昭和 52 年 9 月 1 日と記されており、オンライン記録と一致している。

さらに、当該事業所の新規適用日に厚生年金保険の資格を取得し、申立期間当時も当該事業所で勤務していた同僚は4名おり、そのうち1名が、「入社時に、社長から、当社は厚生年金保険に加入していないので、自分で国民年金に加入するよういわれたのを記憶している。」と供述している上、他の2名は、オンライン記録により、申立人の申立期間当時、国民年金の被保険者となっており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月1日から23年5月1日まで

私は、昭和20年11月1日にA社に入社し、30年11月1日にB社に統合された後も平成3年7月末の定年まで引き続き勤務し、この間事業主から厚生年金保険料を控除されていたのに、昭和22年12月1日から23年5月1日までの間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社（現在は、B社）には、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことを確認できる資料は保存されておらず、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、資格取得している者について所在の確認を行ったが、死亡又は所在不明であるため聴取できず、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していた事実を確認できない。

また、申立期間について、上記被保険者名簿に申立人の氏名の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、申立人の健康保険の番号は再取得の際に別の番号が払い出されていることが確認できるなど、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 25 日から 44 年 3 月 30 日まで
私は、昭和 35 年 10 月 25 日から 44 年 3 月 30 日まで A 事業所に勤務し厚生年金保険に加入していたが、社会保険事務所（当時）からの厚生年金保険の期間照会についての回答では、当該加入期間について脱退手当金を受け取っていることになっていた。脱退手当金は受け取っていないので調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 44 年 7 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の氏名は旧姓から新姓に変更されていることが確認でき、備考欄に「氏名変更 昭和 44 年 7 月 1 日」との記載を確認できることから、申立期間の脱退手当金は当該氏名変更訂正の日の翌日の同年 7 月 2 日に支給決定されていることから、脱退手当金の支給決定に併せて当該払出簿の氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

なお、申立人の国民年金保険料は、厚生年金保険の資格喪失直後の昭和 44 年 4 月から 60 歳になる前月まですべて納付されており、厚生年金保険の記録は国民年金に継続されると信じていたとの供述はあるものの、そのほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月1日から同年12月5日まで

私は、昭和34年7月1日から平成3年5月31日までA区Bに在ったC事業所D本部に勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたはずであるが、昭和34年7月1日から同年12月5日までの期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同日にC事業所D本部で厚生年金保険被保険者の資格を取得しE（部署名）に配属された元同僚は、「私がC事業所D本部に採用されたとき、申立人は既にF（部署名）に勤務していた。」と供述しており、また、申立人は、申立期間に係る昭和34年8月14日に元同僚が留学先のG（国名）から帰国し、当該事業所のF（部署名）に配属された状況について具体的に記憶していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態が推認できる。

しかし、申立人と厚生年金保険被保険者資格の取得日が同日で、採用後、当該事業所のH（部署名）に配属された元同僚は、「申立期間当時、C事業所D本部では、職員の採用に当たっては、臨時職員として1年程雇用した後、正式に採用し厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

また、当該事業所の後継事業所であるI（事業所）は、「当時の関係資料が保存されていないため、申立人の申立てどおりの資格の届出及び保険料の納付を行ったか、臨時的雇用の職員を採用していたかについては不明である。」と供述している。

このほか、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年11月から21年2月まで
② 昭和23年10月から26年7月まで

私は、昭和20年11月から22年11月までの間、A事業所（現在は、B社）C事務所で勤務していたが、20年11月から21年2月までの期間について、厚生年金保険被保険者期間とは認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。また、23年1月から26年7月までの間、D事業所E支所に勤務していたが、その支所内のF事業場からG事業場へ異動した後の23年10月から26年7月までの期間について、厚生年金保険被保険者期間とは認められないと社会保険事務所から回答を受けた。納得がいかないのので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社から「昭和21年3月25日「准職員ヲ命ズ。」、「C事務所勤務ヲ命ズ。」と記載されている人事記録が提出され、事業主は申立人が当該事業所に申立期間①において在籍していなかったと文書で回答している。

また、申立人は同僚の氏名に関する記憶が不明確であり、申立期間①当時の状況について同僚等から供述を得ることができない。

2 申立期間②については、D事業所E支所に勤務していた同僚の供述から、申立人が昭和25年9月までD事業所E支所に勤務していたことは推認できる。

しかし、D事業所E支所の厚生年金保険被保険者名簿が昭和24年7月に別紙に更新されているが、当該事業所内のG事業場の厚生年金保険被保険者全員5人のうち、23年8月1日に資格喪失した同僚と23年10月1日に資格喪失した申立人は、その更新された厚生年金保険被保険者

名簿に記載がなく、24年7月に在籍していた残りの同僚3人は当該厚生年金保険被保険者名簿に記載があり、その事務処理に不自然さはない。

また、D事業所が解散したのは昭和26年4月1日であることから、その後は、D事業所E支所において厚生年金保険被保険者となることはできない上、26年4月1日以降に勤務した事業所の名称について申立人は覚えておらず、申立事業所に勤務していた複数の同僚がその後別の事業所に勤務した当該複数の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、いずれにおいても申立人の氏名の記載は確認できない。

- 3 さらに、申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 36 年 12 月まで

私は、昭和 34 年 4 月から 36 年 12 月まで A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたのに、未加入となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の元同僚が A 社（現在は、B 社）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる上、元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の被保険者名簿において、昭和 31 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得した者の次に資格を取得した者は 40 年 8 月 1 日であり、申立期間を含むその間において、資格取得の手続が行われた形跡は認められず、健康保険整理番号に欠番は無い。

また、当該事業所の事業主は「昭和 50 年までは、健康保険のみ加入させ、厚生年金保険には加入させていない者もいた。」と回答しているところ、申立人と同じく 34 年 4 月に入社し C（職種）として勤務していた元同僚の資格取得日は、上記被保険者名簿によれば、40 年 8 月 1 日であり、申立期間当時は未加入となっていることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から同年 12 月まで
② 昭和 43 年 8 月から 47 年 10 月まで
③ 昭和 56 年 2 月から 58 年 12 月まで

申立期間①について、私は、昭和 37 年 1 月から A 社に B (職種) として勤務し、申立期間②については、C 区の D 事業所又は E 事業所に F (職種) として勤務し、申立期間③については、G 社に H (職種) として勤務していた。これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 社の事業主は、「資料が無く、勤務状況は確認できないが、当時、勤務していた方によると、申立人は申立期間に勤務していたようです。」と回答していることから、申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所の事業主は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入していない。」と回答しているところ、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 40 年 3 月 1 日であることが確認でき、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた元同僚は、オンライン記録により、申立期間①において厚生年金保険の被保険者になっていないことが確認できる上、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、C区にあるD事業所又はE事業所に勤務していたと主張しているが、両名称の事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた元同僚は所在が不明であり、当時の事業主等も特定できないことから、申立人の勤務実態について確認することができず、ほかに申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、申立人は、G社での業務内容及び所在地を記憶している上、商業登記簿により、申立人が記憶する所在地に当該事業所が存在したことが確認できることから、申立人が申立期間③において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、商業登記簿で確認できる申立期間③当時の事業主は、オンライン記録により、申立期間③において厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

また、当時の事業主は既に他界し、現在の事業主とも連絡が取れないことから、申立人の申立期間③における勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 1 日から 47 年 10 月 31 日まで
② 昭和 50 年 2 月から 51 年 3 月まで

私は、申立期間①についてはA事業所に勤務し、申立期間②についてはB社に勤務したが、これらの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立期間当時、A事業所という事業所名で厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、A事業所と名称が類似し、申立人の夫が挙げた事業主名及び所在地が一致しているC社がオンライン記録で適用事業所として確認できるが、同社は、申立期間の前の昭和 37 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社が事業所名をA事業所に変更して事業を継続していたことがうかがえるものの、事業主は既に他界しており、申立期間当時の申立人の勤務実態は不明である。

2 申立期間②については、B社は、申立期間当時に申立人が勤務していたかどうか不明と回答している上、申立人は、当時の同僚等を記憶していないことから、申立人の勤務実態について同僚から証言を得ることができなかった。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番は無い。

さらに、申立人の夫は、申立人が申立期間当時、B社で交付された健康保険被保険者証を使用していたと供述しているが、同社が加入するD

健康保険組合は、申立人の加入記録は無いと回答している。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。